

2018/2/27

平成 31 年度入学者選抜における変更点について

大阪大学高等司法研究科

1. 法科大学院全国統一適性試験について

平成 31 (2019) 年度入学者選抜において、法科大学院全国統一適性試験は利用いたしません。なお、2018 年において同試験は実施されないことが決定しています。

また、これに伴い、選抜方法（出願書類、配点等）を一部変更する場合があります。

詳細は、平成 30 年 4 月以降に公表する学生募集要項等をご覧ください。

2. 民法改正について

平成 31 (2019) 年度入学者選抜における法律科目試験の民法については、改正後の法律（民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号））に基づいて出題しますが、現行法に基づいて解答がなされた場合でも、採点に際して不利益に扱うことはありません。